

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法  
 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）  
 子会社株式および関連会社株式 総平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法  
 商品 「棚卸資産の評価に関する会計基準」に定める売価還元法による原価法  
 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
 によっています。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
 有形固定資産（リース資産を除く）  
 定率法  
 無形固定資産（リース資産を除く）  
 定額法。なお、自生協利用のソフトウェアについては、組合内における  
 利用可能期間（5年）にもとづく定額法を採用しています。
- リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。なお、所有権  
 移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2009年3  
 月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準  
 じた会計処理によっています。
- 長期前払費用 定額法
- (4) 引当金の計上基準  
 貸倒引当金 債権（供給未収金、未収金等）および差入保証金の貸倒損失に備えるため、一  
 般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権および差入保  
 証金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上していま  
 す。
- ポイント引当金 組合員に付与したポイントの使用に備えるため、期末において将来使用される  
 と見込まれる額を計上しています。
- 賞与引当金 正規職員、パート職員の賞与の支給に備えるため、次期の支給見込額の  
 うち当期の負担額を計上しています。
- 退職給付引当金 職員の退職により支給する退職給付に備えるため、当事業年度における  
 退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、  
 パート職員については、簡便法による期末自己都合要支給額を計上して  
 います。
- 役員退職金引当金 役員の退職金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額相当額を  
 計上しています。
- (5) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。
- (6) 貸借対照表、損益計算書、附属明細書の単位は、千円未満を切り捨てて表示しています。

### 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供されている資産  
 なし
- (2) 保証債務等  
 日本生活協同組合連合会（生活協同組合連合会コープネット事業連合への仕入債務）  
 日本生活協同組合連合会 8,311,259 千円

(3) コーポレート事業連合に対する金銭債権および金銭債務	
未収金	168,639 千円
立替金	65,739 千円
短期貸付金	364,000 千円
長期貸付金	311,000 千円
買掛金	7,802,177 千円
未払金	674,262 千円

(4) 子会社等に対する金銭債権および金銭債務	
未収金	338 千円
立替金	13,106 千円
短期貸付金	4,300 千円
買掛金	16,165 千円
未払金	300,752 千円
預り金	17 千円

(5) 役員に対する金銭債権および金銭債務	
理事に対する金銭債権および金銭債務	
なし	
監事に対する金銭債権および金銭債務	
なし	

### 3. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産（流動）

賞与引当金	99,956 千円
ポイント引当金	61,220 千円
未払事業税	35,473 千円
その他	72,475 千円
合計	269,125 千円

##### 繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	736,386 千円
減損損失	661,806 千円
減価償却費償却限度超過額	223,883 千円
その他	35,001 千円
小計	1,657,078 千円
評価性引当額	660,447 千円
合計	996,630 千円

#### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときのその差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	31.06 %
(調整)	
評価性引当額の変動額	54.58 %
税率変更による差異	8.45 %
住民税均等割	5.89 %
その他	1.23 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	98.75 %

#### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(2011年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(2011年法律第117号)が2011年12月2日に公布され、2012年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.06%から2013年3月21日に開始する事業年度から2015年3月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については29.40%に、2016年3月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については27.61%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は61,737千円減少し、法人税等調整額は同額増加しています。

#### 4. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 事業連合

これに該当する取引はありません。

(2) 事業連合の子会社および会員生協

これに該当する取引はありません。

(3) 子会社等

これに該当する取引はありません。

(4) 役員およびその近親者

これに該当する取引はありません。